

仕 様 書

第1 委託件名

池袋エリアプロジェクションマッピング等実施業務委託

第2 目的

本事業は、池袋エリアにおいて、民間事業者等と協力してプロジェクションマッピングを中心とした取組（以下「本事業」という。）を実施するものである。これにより、アニメの聖地としてインバウンドにも人気の池袋からアニメなど池袋ならではのポップカルチャーを活用したコンテンツを発信し、日本のアニメ等のポテンシャルを国内外にアピールするとともに、地域の夜間帯における誘客を促進し、ナイトタイム観光の盛り上げにつなげることを目的とする。

第3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで

第4 履行場所

池袋エリアプロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指定する場所（別紙1「想定実施エリア」に記載のとおり）とする。なお、本仕様書における池袋エリアとは、基本的に別紙1に記載するエリアを指すものとする。

第5 「池袋エリアプロジェクションマッピング」の概要

概要は、以下のとおりである。ただし、契約締結後の検討状況によっては実行委員会と受託者による協議のうえ実施内容を変更する場合がある。

（1）実施日時

令和7年3月15日(土)から令和7年3月23日(日)まで 9日間

（※期間・時間帯は、企画内容・構成により、実行委員会と協議のうえ決定すること。）

（2）実施場所

豊島区東池袋一丁目 Hareza 池袋周辺

（3）映像の投影対象

としま区民センター

（4）主な対象者

池袋エリア周辺の在勤者及び在住者、国内外訪都観光客など

第6 委託業務の内容

1 全体事項

- （1）受託者は、本事業の目的を十分に理解し、限られた費用で最大の効果が得られるよう適切な業務運営を行うこと。

- (2) 受託者は、本事業の実施に当たり、より効果を高めるために池袋エリアにおいて関係する団体や事業者などと連携を図り、エリア内での取組を一体的に実施すること。
- (3) 受託者は、本事業の実施に当たり、観覧者はもとよりプロジェクションマッピング投影中の一般の通行人などに対する安全・安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもと業務運営を行うこと。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たり、可能な限りダイバーシティやインクルーシブといった観点での配慮を行うこと。
- (5) 受託者は、本事業の実施に当たり、周辺環境への十分な配慮を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たり、関係する官公庁などに対し、必要となる許可などの手続を把握し、時期を逸することのないよう適切に対応すること。ただし、手続の内容によって実行委員会と共同で対応することが望ましい場合には、実行委員会と協議のうえ進めること。
- (7) 受託者は、本事業の実施において事故等のトラブルが発生した場合には、受託者の責任において適切に対応すること。また、トラブルの発生時やその対応状況については実行委員会に対して逐次報告すること。

2 実施体制

受託者は、本委託業務の履行に当たって以下の（１）から（４）を遵守すること。

- (1) 本事業を最も効果的かつ効率的に実施するため、地域のエリアマネジメントをはじめ、協力が得られる団体や事業者などとの連携を含めた実施体制のもと、業務運営を管理すること。
- (2) 本委託業務について、契約締結後速やかに業務毎のスケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。
- (3) 受託者は、本委託業務を計画的に運営するため、実行委員会との定期的な打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、定期的な打ち合わせとは別に実行委員会からの求めがあった場合は、定期的に開催する実行委員会への参加や業務の進捗状況についての報告またはこれに関係する資料の提出に適宜対応すること。

3 プロジェクションマッピングの投影

(1) プロジェクションマッピングの企画

プロジェクションマッピングの投影については以下のア・イに留意すること。

- ア としま区民センターの壁面に投影する映像コンテンツを制作すること。なお、コンテンツに関しては後述「(2) プロジェクションマッピング映像コンテンツの制作」のとおりとする。
- イ 投影時間は 18 時から 20 時までの間とし、コンテンツの投影時間や投影間隔等については別途実行委員会と協議すること。

(2) プロジェクションマッピング映像コンテンツの制作

受託者は、本事業で利用する新たなプロジェクションマッピング映像コンテンツを複数制作すること。制作に当たっては、以下のアからクに留意すること。

- ア 受託者は、以下の要素を取り入れ、新たなプロジェクションマッピング映像コンテンツを制

作すること。

(取り入れる要素)

- ①池袋から国内外に向け、アニメなど池袋ならではのポップカルチャーの魅力を効果的に訴求し、池袋エリア周辺の居住者や国内外の観光客にその魅力を最大限に発信できる映像。ただし、周辺環境の明るさを考慮し、投影するアニメなどの素材については、微細な描写、雑多な描写を避け、観覧者が内容を十分に理解できる視認性を確保すること。
- ②単なる静止面に留まらず、投影する壁面の特徴を生かしたプロジェクションマッピングならではの技術を駆使した映像
- ③音楽と組み合わせた躍動感の溢れた映像

イ 上記ア①の創作背景が分かる映像を別途制作し、プロジェクションマッピングの投影とは別に、効果的な発信をすること。

ウ コンテンツの制作においては、国内外でプロジェクションマッピングのコンテンツ制作の実績があるクリエイターやクリエイティブディレクターを積極的に活用すること。

エ プロジェクションマッピングの投影場所・使用機器は、別紙2「プロジェクションマッピング投影概要」のとおりと想定し、制作すること。

オ コンテンツ制作過程においては、絵コンテ、サンプル映像などを用意し、進捗状況に応じて実行委員会のチェックを受けるものとする。なお、コンテンツ内容の最終決定に至るまでは実行委員会において検討する時間も考慮したスケジュールを見込むこと。

カ 必要に応じて本番上映前に投影テストを実施すること。投影テストの実施に関わる経費については本委託に含むものとする。

キ 制作するコンテンツにかかる知的財産権の調整を行う場合は、実行委員会または実行委員会が指定する者において二次利用が可能な期間として最大で5年間確保すること。なお、コンテンツ毎の知的財産権にかかる調整は実行委員会と協議の上、決定すること。

ク 制作したコンテンツのデータは、実行委員会が指定するファイル形式により電子記録媒体に保存するなどして納品すること。

(3) 会場運営

受託者は、本事業を主体となって運営すること。なお、運営に当たっては以下のアからコに記載する内容に留意して実施計画を策定し、円滑な運営を行うこと。

ア 本事業全体の運営計画（会場計画、動線計画、設営撤去）作成

※本番の概ね1か月前に提示すること。

イ 関係各所への申請等

ウ 運営計画に則った、準備、設営、監修（現場監督）

エ 運営マニュアル作成

オ 地震や大雨・豪雪、災害時等の緊急対応とその事前準備

※緊急時の連絡体制を事前に構築の上、実行委員会に提示すること

※中止・縮小の際には、直ちにその旨を実行委員会及び来場者等に周知できる体制を事前に整えること

※その他、実行委員会が中止・縮小を判断した場合、実行委員会の指示に従うこと

- カ 外国人も含めた来場者を想定した運営内容にすること
- キ 多数の来場者が集中する可能性も考慮し、安全な動線を確認することに留意すること
- ク 会場周辺の住民や事業者などへの事前通知や調整交渉
- ケ 各種苦情等への対応
- コ 雨天・積雪時の中止判断や実施マニュアルの作成等、雨天・積雪対応対策の実施

(4) 会場設営

受託者は、上記(1)において企画する本事業の効果的な演出や本事業当日の天候などを想定し、必要となる各種機材などによる会場の設営を行うこと。なお、以下のアからケに記載の内容に留意し、安全で魅力のある会場を設営すること。

- ア 上記(3)において作成した運営計画に則り、本事業実施のため必要な機材・仮設物等の調達から設置、運営を適切に行い、進捗管理を怠らないこと。
- イ 機材を設置するための足場やトラスなどの構造物を手配し、設置すること。
- ウ その他、事業実施のため必要な機材・仮設物等を設置すること。
- エ 雨天・積雪時のステージ上テントの設営や、その他備品の用意等、雨天・積雪対応の対策を実施すること。
- オ 機材の風雨・積雪対策、転倒防止対策を行うこと。
- カ 作業中及び事業実施中を含め、来場者、関係者の安全を確保すること。
- キ 来場者が各種機材・仮設物等への接近や接触をしない措置を取ること。
- ク 設営場所の管理者と十分調整を行うこと。
- ケ その他実施に必要となる仮設物は実行委員会と協議の上設置、管理、撤去、処分すること。

(5) 照明

- ア 照明機材選定、及びそのシステム設計をすること。
- イ 照明計画を作成すること。
- ウ 各種照明機材の設置・配線及び制御をすること。

(6) 電気機材・技術関係

- ア 各種機材仕様に基づいた全体の電力容量計算、配線計画の作成をすること。
- イ 電力供給にあたっては、発電機もしくは電源車の手配をすること。
- ウ 各種機材設置箇所への配線と電源供給をすること。
- エ 発電のために使用する燃料の供給をすること。その際、バイオ燃料等環境に配慮した燃料を使用すること。
- オ 既設の電源を活用する場合は、事前に委託者と協議するものとする。なお、WACCA I KEBUKURO内(プロジェクター設置場所候補)の電源の利用にあたって必要となる作業代については実行委員会が負担するものとし、電気代については委託料の中から受託者が負担するものとする。

(7) プロジェクションマッピング用映像機器・オペレーション

関係事業者や団体と連携し、以下、アからケを実施すること。

- ア プロジェクションマッピングが、計画通りに上映でき、かつ鮮明で効果的な映像の映り方と

見え方に整えること。

イ 効率的な電気の使用、現場での安定的なオペレーションができる各種機材構成、システム設計を行い、その手配と設置オペレーションまでを総括して行うこと

ウ 別紙2で示した投影エリアを 100 lx程度で投射できるようにプロジェクターの投影デザインを行うこと。

エ プロジェクターとそのレンズ、映像周辺機器の選定、設置投影方法、配線などのプランニングをすること。

オ 映像送出用メディアサーバーの選定、音響や照明を含めた周辺機器類の総合的なシステム設計をすること。

※機材トラブル時は速やかに交換、復旧が可能な機材・システム設計で上映に支障を来さないこと。

カ プロジェクションマッピング等の各種キャリブレーション作業で、映像を適正な状態に投影調整をすること。

キ 各種上映に関わる素材（映像、音楽、インフォメーション等）の実装とプログラミング、再生送出制御、その他各オペレーションを行うこと。

ク 映像関係機器以外との連携

※各種機器は、風雨・積雪、温度変化や湿度、各種天候によって機器破損のない状態で設置すること

※音響へ音声信号を送出または音声信号を映像と遅滞なく連動すること。

ケ その他、上映コンテンツやプログラムと連携した機材やシステム選定を行うこと。

（8）音響

以下、アからウを実施すること。

ア 音響機材選定、及びそのシステム設計をすること。

イ 各種音響機材の設置・配線及び調整・制御をすること。

※周辺の住宅などへの騒音被害を起こさない音場設計をすること。

ウ プレスへの音声ライン提供を必要に応じて行うこと。

（9）警備体制

受託者は、本事業参加者をはじめ会場周辺の施設利用者などの安全を確保するための警備体制を整備すること。なお、以下のアからケに記載する内容に留意し、万全の体制を構築すること。

ア 会場全体の警備計画作成

イ 警察や周辺との調整

ウ 会場、周辺道路、危険箇所の警備

なお、対象となる範囲は別紙1のとおりとする。

エ 設営時（夜間含む）警備（機材会場保護、案内）

オ 駐車場・搬入車両警備（交通誘導警備）

カ V I P 対応警備

キ 緊急時避難対応

ク 各種警備手配（人材、機材、資材）

ケ その他本事業を安全に運営する為に必要となること。

(10) 救護体制

急病人や怪我人に即応できるよう、救急救命士または看護師の有資格者およびAED（自動体外式除細動器）を配置すること。また、周辺の病院等に本事業の日時・概要を共有するなど、緊急搬送等に備えた事前調整を行うこと。

4 各種プロモーション

受託者は、本プログラムの目的を踏まえ、多角的かつ戦略的な計画に基づき効果の高いプロモーションを実施すること。なお、以下の（１）から（７）に記載する内容をもとに各種プロモーションの計画を立案し、それらの実施による成果を着実に上げること。

(1) 全体事項

以下、アからエを実施すること。

ア プロモーションの対象は、主に池袋エリア周辺の在勤者及び在住者、国内外訪都観光客とし、本プログラムによる同地域及びアニメをはじめ池袋ならではのポップカルチャーの魅力を効果的に発信することでナイトタイム観光への興味を喚起するものとする。

イ プロモーションの手法については、上記アの対象者を地域、年齢層、職業、趣味で分類するなど多様な媒体を活用すること。

ウ プロモーションに当たって使用する言語は日・英とする。なお、各種媒体に掲載する記事については、事前に実行委員会の承認を得た上で掲載すること。また、英語での記事作成においては実行委員会の承認を得る前にネイティブチェックを行うこと。

エ プロモーションで使用するデザイン等は、意匠権、著作権、商標権など他者の権利を侵害していないことを事前に確認すること。

(2) 本事業の愛称等の考案

本事業の名称について、広く親しみやすく呼びやすい愛称を３通り考案し、提案すること。その際、意匠権、著作権、商標権等他者の権利を侵害していないことを確認すること。なお、愛称の最終的な決定は実行委員会と協議の上決定すること。

(3) キービジュアル

本事業の目的や内容などを踏まえ、PR効果の高いキービジュアルを制作すること。なお、キービジュアルについては複数案を制作し、事前に実行委員会の承認を得たものを使用すること。

(4) 特設サイトの設置・運営

以下、アからキを実施すること。

ア 本プログラムにかかる特設サイトをWEB上に製作し、運営すること。

イ 特設サイトでは、キービジュアルをベースとし、主に本事業や池袋エリアの情報をはじめ、本事業実施後のプロモーション映像などを掲載すること。

ウ 荒天等により本事業が急遽、中止になった場合、迅速に中止であることをホームページ等に掲載することが出来る体制を整えておくこと。

エ アクセス集中によるサーバーダウン等のトラブルへの対策を講じること。

オ 特設サイトの開設に当たっては、別紙３『東京都公式ホームページ作成に関する統一基準』

準拠に係る標準特記仕様書」、別紙4「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（令和5年4月）」、別紙5「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に準拠すること。

カ 特設サイトのドメインは実行委員会指定のものとする。

キ 実行委員会解散後の特設サイトの管理については、別途実行委員会と協議すること。

(5) 制作物等

以下、アからエを実施すること。

ア 本事業の魅力が伝わる印刷物（ポスター、チラシ、DM、会場リーフレット）をデザイン、制作すること。

イ WEB広告、デジタルサイネージ用素材（画像・動画）等をデザイン、制作すること。

ウ デザインはキービジュアルをベースとし、サイズ等の仕様は用途に沿ったものとする。

エ 各種制作物に掲載する情報については、事前に実行委員会と協議の上決定すること。

(6) プレスリリース及び取材案内

以下、ア・イを実施すること。

ア プレスリリースを複数回実施して広く周知し、各媒体からの取材を獲得すること。

イ プレス関係の問い合わせ対応や調整を行う広報窓口（担当者）を置き、原則メール対応を行うこと。

(7) 画像及び映像の撮影

以下、ア・イを実施すること。

ア 準備期間を含めて記録用の映像や写真を撮影すること。

イ その他実行委員会が次年度以降の事業実績報告やプロジェクションマッピング事業について広報する際に使用できるように考慮すること。

5 協賛企業等の募集

企画内容の充実及び地域との連携強化を目的として、企業等から協賛を募り、活用すること。なお、以下（1）から（6）に留意すること。

- （1）広く募集を行うこと。募集に当たっては、協賛内容に応じた露出等の条件を明示するなど、企業等が集まりやすい工夫を実行委員会と協議しながら、計画を策定し、実行すること。
- （2）協賛内容は、資金、物品、企画とすること。
- （3）協賛内容に応じた露出等の条件を実行委員会と協議の上、決定し、募集用の案内資料を作成すること。ただし、原則、本事業の名称に協賛事業者名等を付記することはできない。
- （4）協賛を希望する企業等は、実行委員会と契約を締結し、実行委員会指定期日までに、資金協賛の場合は実行委員会指定口座への振り込みを行い、物品協賛の場合は協賛物品を納品し、企画協賛の場合は企画を実施すること。
- （5）協賛金を原資とする企画の内容や協賛金の取扱いについては、実行委員会と受託者との間で別途覚書等を取り交わすこととする。
- （6）予定した規模の協賛が確保できなかった場合、既に企画を公表しているなど企画の中止が困難なときは、自己の責任において当初企画を確実に実施すること。

6 問い合わせ窓口

本事業全体についての問合せを受ける窓口と担当者を置き、以下、(1) から (4) を実施すること。

- (1) 本事業の情報解禁当日から対応すること。
- (2) オンライン（メール）及び電話の窓口を設置すること。
- (3) 本事業に関するあらゆる問い合わせや苦情等に対応すること。

※広報関係の窓口は別途設けること。

- (4) 対応した問い合わせは記録を残し、実行委員会へ適宜共有・報告すること。

7 効果測定

以下、(1) から (3) を実施すること。

- (1) 来場者の集計を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施効果を把握するため、効果的な効果測定の指標（本事業・キャンペーン参加者数、メディア露出件数、SNSシェア数等）、方法、目標値等を検討の上、効果測定を行うこと。
- (3) 次年度以降の事業企画・実施を見据えた課題整理や改善策の取りまとめを行うこと。

8 経済波及効果の算出

以下、(1) から (4) を実施すること。

- (1) 本事業における効果測定に基づき、経済波及効果（生産誘発額、粗付加価値誘発額及び就業誘発効果）を算出すること。算出に必要となるデータは、受託者において収集すること。なお、必要に応じて実行委員会からデータを提供することとする。
- (2) 算出手法については、あらかじめ実行委員会と協議すること。
- (3) 本事業の実施後、実施結果に基づき改めて推計を行うこと。また、「9 報告書」で後述する報告書の提出に先立ち、推計結果等について実行委員会に説明を行い、承認を得ること。
- (4) 実行委員会の求めに応じ、調査の進捗状況等について随時報告を行うこと。

9 報告書

本事業の実施結果について、総括した報告書を実行委員会に提出すること。報告書には、上記「7 効果測定」「8 経済波及効果の算出」の内容を含めるとともに、本事業の実施を通じて得られる様々なデータの分析を行うこと。併せて、本事業実施を受けて、今後池袋エリアでプロジェクションマッピングを面的に広げていくためのアイデア、道筋についても提示すること。

10 保険の加入

本事業の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険に加入し、これに関わる費用は受託者が負担すること。

第7 成果物

受託者は、本契約に基づき作成した納品物・成果物等について、下記のとおり定められた期限までに提

出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議の上定めるものとする。なお、提出方法は紙（正副２部）及び DVD 等の媒体（※容量に応じて、CD-R、DVD、HDD、SSD 等のメディアで提出すること。）に格納した電子データ（作業可能なデータ形式及び PDF 形式）とする。また、電子データについてはウィルスチェックを施した上で提出すること。

区分	納入物品	提出期限
共通	① 実施計画書	契約締結後速やかに提出
プロジェクト マッピング	② 運営計画	本事業実施の概ね1か月半前
	③ 照明計画、配線計画、警備計画	
	④ その他本事業の実施に関して必要な計画書、作成物等	別途協議
	⑤ プロモーション計画、協賛計画	本事業実施の概ね1か月半前
	⑥ 経済波及効果(本事業後の算出)	本事業実施の概ね1か月後
	⑦ 業務の実施報告書	速報版: 本事業実施後速やかに提出
	⑧ 記録写真、動画等	完成版: 令和7年3月末まで
	⑨ 本事業を通じて権利化した成果物	権利化した内容等に応じて別途協議

第8 支払方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出する。適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払をする。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第9 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- 1 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- 2 本件委託により得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、実行委員会に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会に譲渡するものとする。
- 3 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会及び実行委員会から許諾を受けた第三者に対してもこれを行行使しないことに同意するものとする。
- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第 10 再委託の取扱い

- 1 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第 11 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第 12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、実行委員会の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 6「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 13 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第 14 その他

受託者は、業務の詳細について、実行委員会の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、実行委員会と事前に協議すること。

別紙1（想定エリア）



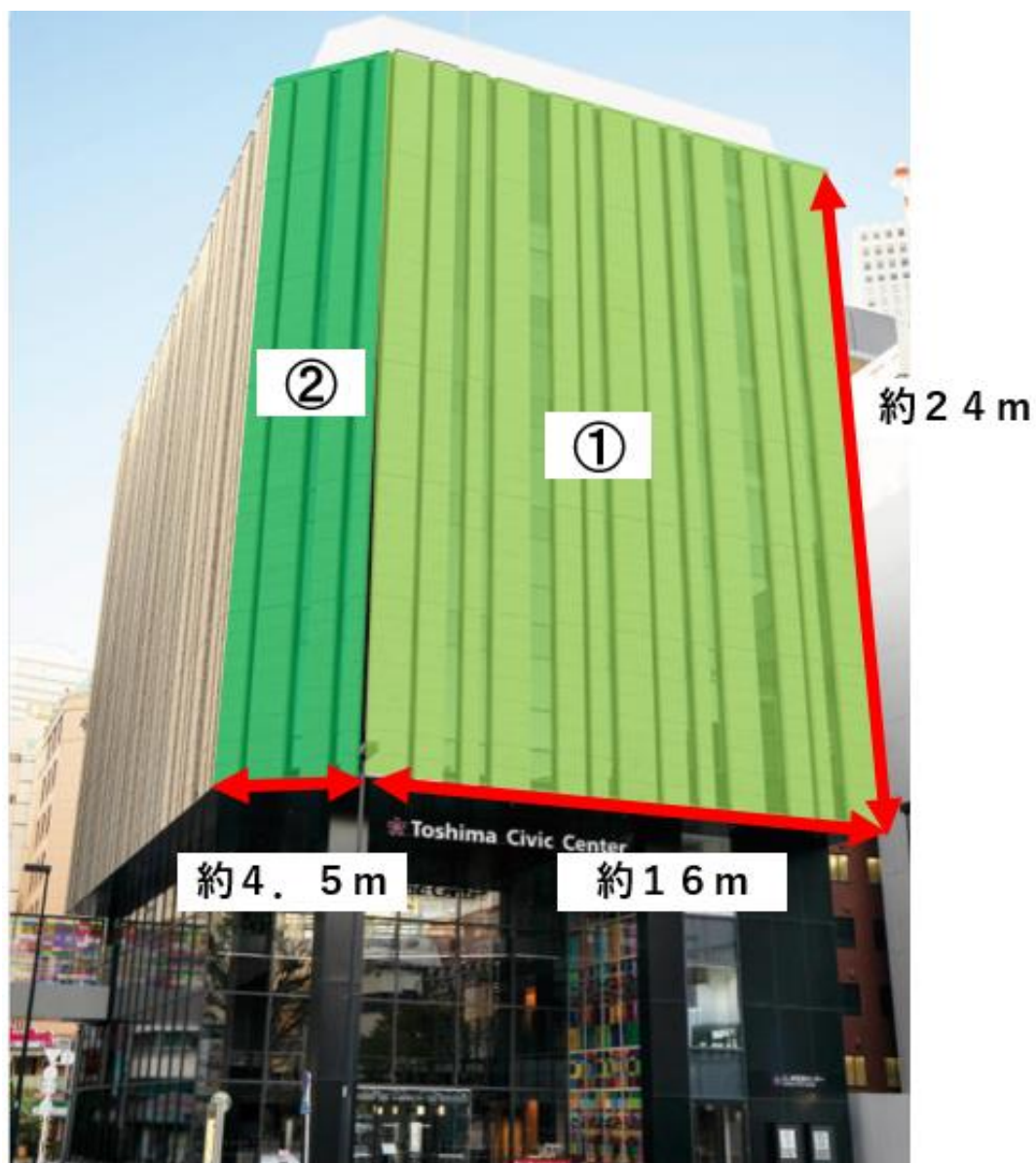
出展：国土地理院の地理院地図を加工して作成

別紙2（プロジェクションマッピング投影概要）

○投影面：H a e z a 池袋 としま区民センター（投影場所は網掛け箇所）

○投影面積：以下画像①縦24m×横16m＝ 384㎡、以下画像②縦24m×横4.5m＝ 108㎡

（正面）



○プロジェクター機器等設置場所：

WACCA IKEBUKURO 4階ギャラリー（H a r e z a 池袋周辺）

